

議案 2号

長野都市計画特別用途地区の変更について
(市決定)

第84回 長野市都市計画審議会

令和4年5月20日(金)

都市整備部 都市計画課

『特別用途地区』（都市計画法第9条第13項）

用途地域内の一定の地区における、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区で長野市では、**準工業地域全域**に「**大規模集客施設制限地区**」を指定している。

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

長野都市計画特別用途地区の変更
 総括図（長野市決定）
 大規模集客施設制限地区

色別の変更箇所
 (1) 変更箇所 (2) 変更箇所 (3) 変更箇所
 (4) 変更箇所 (5) 変更箇所 (6) 変更箇所

変更区域
 大規模集客施設制限地区
 篠ノ井高田地区 6.7 ha

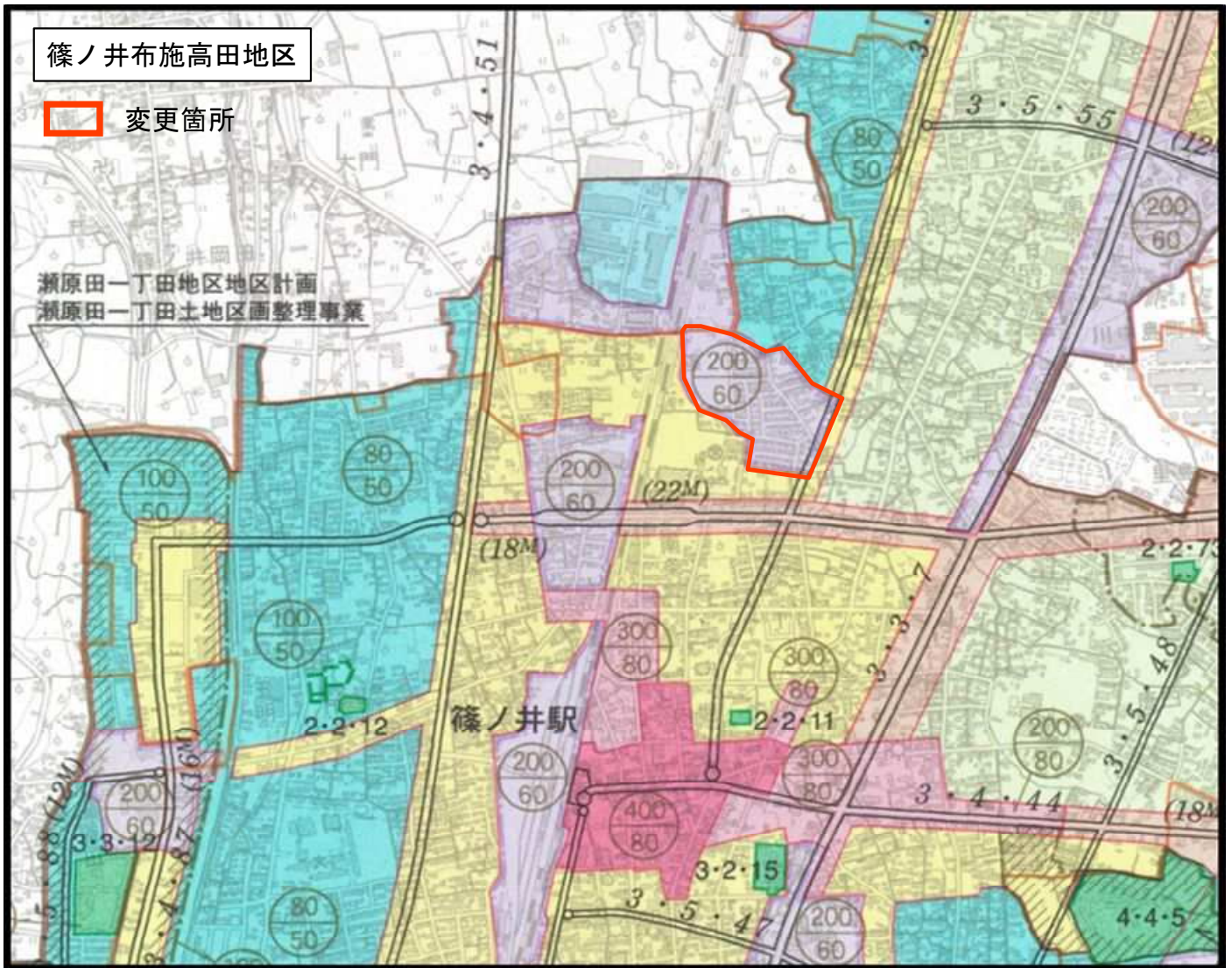
変更箇所

種別	色別	説明
特別用途地区	赤	第一種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	青	第二種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	黄	第三種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	緑	第四種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	紫	第五種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	茶	第六種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	白	第七種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	黒	第八種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	灰	第九種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	水	第十種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	木	第十一種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	金	第十二種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	銀	第十三種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	銅	第十四種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉄	第十五種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉛	第十六種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	錫	第十七種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鋅	第十八種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	亜鉛	第十九種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	ニッケル	第二十種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	コバルト	第二十一種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	マンガン	第二十二種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	銅	第二十三種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉄	第二十四種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉛	第二十五種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	錫	第二十六種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鋅	第二十七種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	亜鉛	第二十八種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	ニッケル	第二十九種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	コバルト	第三十種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	マンガン	第三十一種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	銅	第三十二種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉄	第三十三種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鉛	第三十四種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	錫	第三十五種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	鋅	第三十六種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	亜鉛	第三十七種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	ニッケル	第三十八種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	コバルト	第三十九種大規模集客施設制限地区
特別用途地区	マンガン	第四十種大規模集客施設制限地区

1 : 25,000

(A4縮小版)

都市計画図（拡大）



特別用途地区の変更

特別用途地区変更理由書

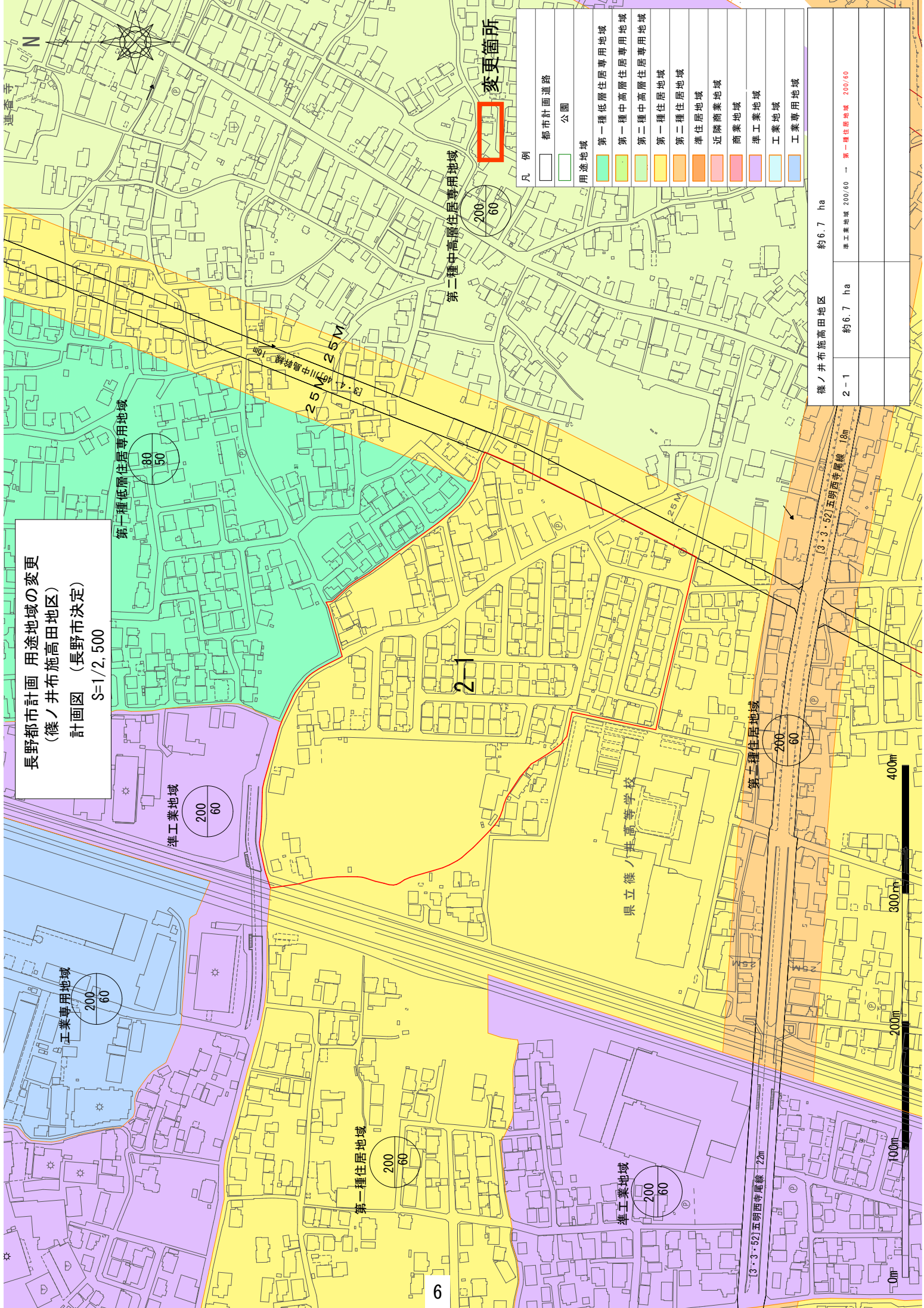
変更理由

本市では中心市街地の賑わいや活性化を促し、商業・業務機能等の回復・強化を図るなど、本市の都市の将来像を実現するために準工業地域の全てについて、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限している。今回、篠ノ井布施高田地区の用途地域変更に伴い、準工業地域から第一種住居地域へ変更となることから、特別用途地区も併せて変更となるもの。

指定面積

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 646 ha	
合 計	約 646 ha	

長野都市計画 用途地域の変更
(篠ノ井布施高田地区)
計画図 (長野市決定)
S=1/2,500



変更箇所

凡例

	都市計画道路
	公園
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

篠ノ井布施高田地区	約6.7 ha
2-1	約6.7 ha
	準工業地域 200/60
	第一種住居地域 200/60

長野都市計画特別用途地区の新旧対照表 （長野市決定）

上段：(旧)
下段：(新)

種類	面積	その他及び備考 (比率)
大規模集客施設制限地区	(653) 約 646 ha	100.0%
合計	(653) 約 646 ha	100.0%

都市計画の策定の経緯の概要

長野都市計画特別用途地区の変更（長野市決定）

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和3年9月28日（火）	
都市計画審議会	令和3年10月1日（金）	事前説明
長野県知事事前協議	令和3年12月20日（月）	
長野県知事事前協議回答	令和4年1月21日（金）	
公聴会開催の公告	令和4年2月7日（月）	
素案の閲覧	令和4年2月7日（月）から 令和4年3月7日（月）まで	
公述申出書提出期限	令和4年3月7日（月）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和4年3月12日（土）	公述の申出がなかったため、中止
都市計画案の縦覧公告 （都市計画法第17条第1項）	令和4年3月23日	
都市計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和4年3月23日（水）から 令和4年4月6日（水）まで	
長野県知事協議 （都市計画法第19条第3項）	令和4年4月14日（木）	
長野県知事協議回答	令和4年5月中旬	（以下予定）
長野市都市計画審議会	令和4年5月下旬	付議
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和4年5月下旬	